

安全衛生表彰規程

(目的)

第1条 この規定は、労務部会会員会社の事業場(以下、事業場という)並びに会員会社の事業場安全衛生協力会(以下、協力会という)の安全衛生成績が優秀であり、他の模範となる事業場並びに協力会を表彰し、以って紙パルプ産業の安全衛生水準の向上と災害の絶滅に寄与することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 前条による表彰は、別に定める表彰基準の選考基準を達成した事業場、協力会及び個人を対象とし、表彰する種類は次のとおりとする。

1. 事業場表彰
 - (1) 安全大賞
 - (2) 安全優秀賞第Ⅱ種
 - (3) 安全優秀賞第Ⅰ種
 - (4) 安全優良賞
2. 個人表彰
 - (1) 安全功労賞
 - (2) 衛生功労賞
 - (3) 功績賞
3. 特別表彰
 - (1) 特別賞
 - (2) 特別安全大賞
4. 協力会表彰
 - (1) 安全大賞
 - (2) 安全優秀賞第Ⅱ種
 - (3) 安全優秀賞第Ⅰ種
 - (4) 安全優良賞

(表彰基準)

第3条 表彰基準は別に定める。

(表彰の審査と表彰方法)

第4条 事業場及び協力会の安全成績の審査と個人表彰の選考は、安全衛生小委員会が行い決定する。

2. 表彰は毎年一回、労務部会主催の安全衛生大会に於いて行う。
3. 被表彰事業場、協力会及び個人には表彰状(楯)を授与する。

(実施時期)

第5条 表彰規程の実施時期は次のとおりとする。

昭和41年	7月	制定
昭和42年	10月	改正
昭和43年	10月	改正
昭和44年	8月	改正
昭和46年	9月	改正
昭和49年	9月	改正
昭和55年	3月	改正
平成 6年	5月	改正
平成20年	10月	改正
平成21年	10月	改正
平成24年	10月	改正
平成25年	7月	改正
平成28年	7月	改正

安全衛生表彰規程内規

安全衛生表彰規程の取扱い内規について、次のとおり定める。

(表彰基準)

安全衛生表彰規程第3条に基づく表彰基準については、次のとおりとする。

1. 事業場表彰

(1) 事業場表彰は、従業員数と事業場の無災害継続年数(損失日数ゼロ)により下表のとおりとする。

ランク	従業員数	安全優良賞	安全優秀賞		安全大賞
			第Ⅰ種	第Ⅱ種	
A	800人以上		1年	2年	3年
B	500人～799人	1年	2年	3年	5年
C	200人～499人	2年	3年	6年	9年
D	100人～199人	3年	5年	8年	11年
E	50人～99人	4年	7年	10年	13年
F	10人～49人	7年	12年	17年	22年

(2) 在籍従業員数のランク決定は無災害達成年の12月の人員とし、ランクに変更があった場合の取扱いについては、安全衛生小委員会において審議のうえ決定する。

(3) 受賞後災害が発生し無災害が中断した場合は、新たに無災害を達成した年より年数を起算する。

(4) 安全大賞受賞後の表彰

- 1) 安全大賞受賞以降、無災害を継続している場合でも、引続き安全大賞の表彰は行わない。
但し、3.(2)の特別安全大賞に該当する場合は、その限りではない。
- 2) 安全大賞受賞以降、特別安全大賞までの間に無災害が中断した場合は、その後新たに無災害を達成した年より年数を起算して、安全優良賞より順に表彰を行う。

(5) 従業員数が10人未満の事業場の取扱いについては、安全衛生小委員会において審議のうえ決定する。

2. 個人表彰

(1) 安全功労賞

安全功労賞は、安全管理専任者として一つの事業場に継続して5年以上(4月1日現在)にわたり安全実務(事業場の全般にかかる企画立案、行事運営、巡視、統計、渉外等の担当をいう)に当たり、その事業場の安全水準の向上発展に寄与したとして会員会社より推薦され、表彰時にその職にある者の中から選考する。

但し、事業場の過去2年間について、休業度数率及び強度率が労務委員会構成会社の平均以上の成績であることを必要とする。

(2) 衛生功労賞

衛生功労賞は、衛生管理専任者として一つの事業場に継続して5年以上(4月1日現在)にわたり衛生実務(事業場の全般にかかる企画立案、行事運営、巡視、統計、労働環境、保健衛生、渉外等の担当をいう)に当たり、その事業場の衛生水準の向上発展に寄与したとして会員会社より推薦され、表彰時にその職にある者の中から選考する。

但し、事業場の過去2年間について、休業度数率及び強度率が労務委員会構成会社の平均以上の成績であることを必要とする。

(3) 功績賞

労務部会会員会社の事業場全般にわたる安全衛生水準の向上発展に多大の貢献をした者の中から若干名を選考する。

3. 特別表彰

(1) 特別賞

次の表彰を受賞した事業場並びに個人に対してその功績を讃えて表彰する。

但し、厚生労働大臣賞及び緑十字賞については、その種類・内容について安全衛生小委員会で審議のうえ決定する。

- ① 内閣総理大臣賞を受賞した場合
- ② 厚生労働大臣賞で安全優良賞・衛生優良賞・団体賞を受賞した場合（進歩賞は除く）
- ③ 緑十字賞を受賞し、特に全国及び地域の安全衛生向上に貢献が大である場合

(2) 特別安全大賞

- 1) 安全大賞受賞の後、引続き無災害を継続し、事業場及び協力会を含めて総合的に成績が優秀な場合は、安全衛生小委員会が内規により審査し、労務部会長に特別表彰として上申することができる。

特別安全大賞は、次の3要件を満たすこととする。

- ① 無災害継続が次の年数であること。

	(第一回目)	(第二回目)
・ Aランク(従業員数800人以上)	6年	9年
・ B " (従業員数500人～799人)	9年	13年
・ C " (従業員数200人～499人)	13年	17年
・ D " (従業員数100人～199人)	17年	23年
・ E " (従業員数 50人～ 99人)	21年	29年
 - ② 不休災害の発生件数が表彰年より2年間に遡り10件以内であること。
 - ③ 当該事業場の協力会の無災害が表彰年より1年間に遡り1年間継続されていること。
- 2) 第一回目の特別安全大賞受賞以降、無災害が継続し再度特別安全大賞の3要件を満たした場合は、安全衛生小委員会が内規により審査し、労務部会長に第二回目の特別表彰として上申することができる。
第二回目の特別安全大賞受賞後、更に無災害が継続した場合は、新たに優良賞からの表彰は行わず、その都度、安全衛生小委員会において審議することとする。
 - 3) 特別安全大賞受賞以降に無災害が中断した場合は、その翌年以降、新たに無災害を達成した年より年数を起算して、安全優良賞より順に表彰を行う。

4. 協力会表彰

- (1) 協力会表彰は、協力会の組織人数と協力会の無災害継続年数(損失日数ゼロ)により下表のとおりとする。

ランク	協力会組織人数	安全優良賞	安全優秀賞		安全大賞
			第Ⅰ種	第Ⅱ種	
A	800人以上	1年	3年	5年	8年
B	500人～799人	2年	4年	6年	10年
C	200人～499人	3年	5年	8年	12年
D	100人～199人	4年	6年	9年	13年
E	50人～ 99人	5年	7年	10年	14年
F	10人～ 49人	7年	12年	17年	22年

- (2) 協力会組織人数のランク決定は無災害達成年の12月の人員とし、ランクに変更があった場合の取扱いについては、安全衛生小委員会において審議のうえ決定する。
- (3) 受賞後災害が発生し無災害が中断した場合は、新たに無災害を達成した年より年数を起算する。
- (4) 安全大賞受賞後の表彰
 - 1) 安全大賞受賞以降、無災害を継続している場合でも、引続き安全大賞の表彰は行わない。

但し、更に長期にわたって無災害を継続するような協力会が出てきた場合は、安全衛生小委員会において審議することとする。

- 2) 安全大賞受賞以降、無災害が中断した場合は、その後新たに無災害を達成した年より年数を起算して、安全優良賞より順に表彰を行う。
- (5) 協力会組織人数が10人未満の取扱いについては、安全衛生小委員会において審議のうえ決定する。

5. 表彰の制限

(1) 重大災害の発生

受賞資格が生じた後、表彰日までの間に、従業員の死亡災害及び障害等級3級以上の認定が可能な重大災害を発生させた事業場、協力会及び個人については、安全衛生小委員会は協議のうえ表彰を取りやめることができる。

(2) 表彰制限後の取扱い

表彰の制限または辞退があり表彰を取りやめた場合の取扱いは次のとおりとする。

1) 制限または辞退後の起算

制限または辞退のあった翌年より新規に無災害年数を計算することとする。

2) 表彰を辞退した場合の解釈

協力会で平成11年の年末時点で、安全優秀賞第I種表彰の受賞資格を得ていたが、その後、平成12年3月に工場本体で死亡災害が発生し表彰を辞退した。

この場合は、平成12年3月の時点で一度ご破算とし、平成13年1月より新規にスタートすることになる。

6. その他

(1) 無災害継続年数

無災害継続年数とは、死亡、永久全労働不能災害、永久一部労働不能災害、一時全労働不能災害の発生しない年数をいう。

(死亡・休業災害の発生がなく、損失日数ゼロが継続した年数)

(2) 協力会

協力会とは、事業場構内に常駐して、事業場の生産部門、保守保全部門、運搬部門等に携わる会社で、その事業場の安全衛生の協議会を組織している会をいう。

(3) 対象事業場

会員会社で、紙パルプ関係以外の製品を生産している事業場は、原則として表彰の対象外とする。

但し、紙パルプ関係であっても、段ボールの生産工場については「段ボール産業の表彰」対象となっていることから、同様に表彰の対象外とする。

(4) 人員ランクの変更

年末人員が変動し従業員ランクに変更があった場合は、原則として直近の年末人員ランクを基準とする。

人員減による同一賞の2年連続重複表彰は行わない。また、人員増により飛級で上位賞の対象となる場合は、上位の表彰を行う。

1) 重複表彰となる場合

無災害継続中に年末人員が減少し人員ランクが変更になったため、2年連続で同一の賞の対象となる場合は、2年目の表彰は行わない。

1年目→Bランク(500～799)

で無災害、安全優良賞受賞。

2年目→Cランク(200～499)

で無災害、再度安全優良賞対象となるが、同一表彰となるので表彰しない。

3年目→Cランク(200～499)

で無災害、安全優秀賞第I種表彰。

2) 飛級表彰となる場合

無災害継続中に年末人員が増加し人員ランクが変更になった場合は、当初からそのランクで無災害が継続したものととして飛級で該当の表彰を行う。

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| 1年目→Cランク(200~499) | で無災害、表彰対象外。 |
| 2年目→Bランク(500~799) | で無災害、安全優良賞ではなく、安全優秀賞第I種の表彰をする。 |
| 3年目→Bランク(500~799) | で無災害、安全優秀賞第II種の表彰をする。 |

(5) 対象年

当該年とは、1月から12月とする。

(6) 事業場統合による無災害継続年数

事業場が統合された場合の無災害継続年数については、統合された事業場の無災害継続年数が開始された年まで遡ってカウントを行う。

(7) その他

この基準にかかわる運営上の疑義が生じた場合は、安全衛生小委員会で決定する。

(実施時期)

昭和	年	月	日	制定
平成	6年	5月	日	改正
平成	9年	7月	4日	改正
平成	11年	7月	12日	改正
平成	12年	6月	29日	改正
平成	14年	6月	28日	改正
平成	20年	10月	1日	改正
平成	24年	10月	1日	改正
平成	25年	7月	1日	改正
平成	28年	7月	1日	改正